

## 第91回 杜の都の環境をつくる審議会 議事概要

日 時：令和3年11月24日（水）10時10分～11時40分

会 場：仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

出席委員：中静会長，舟引副会長，池邊委員，石出委員，板橋委員，小寫委員，平塚委員，  
横田委員，横張委員，渡部桂委員，渡邊浩文委員（計11名）

欠席委員：遠藤委員，小貫委員，庄子委員，米倉委員（計4名）

事務局：建設局長，建設局理事，建設局次長，百年の杜推進部長，百年の杜推進課長，  
同課主幹兼企画調整係長，同課緑地保全係長，全国都市緑化フェア推進室長，  
公園課長，同課公園整備担当課長，河川課長  
（計11名）

司 会：百年の杜推進課長

### 1. 開会

○事務局（熊谷課長：百年の杜推進課）

—開会—

### 2. 新任委員挨拶

○事務局（熊谷課長）

—石出委員，横田委員，渡部桂委員から挨拶—

### 3. 会長・副会長の互選

○事務局（熊谷課長）

—会長・副会長の互選—

・会長：中静委員，・副会長：舟引委員

（全会一致で承認）

### 4. 会長・副会長の挨拶

○事務局（熊谷課長）

—中静会長，舟引副会長から挨拶—

### 5. 議事

○事務局（熊谷課長）

—配布資料の確認—

○中静会長

—議事録署名人の指名、傍聴ルールの説明—

- ・議事録署名人：中静会長，小嶋委員

#### (1) 審議事項

#### ①特別緑地保全地区（「荒巻仁田谷地特別緑地保全地区」，「中山二丁目特別緑地保全地区」の2箇所）の指定について

##### ○事務局（杉野目総括主任：百年の杜推進課緑地保全係）

—資料1について説明—

（事務局説明中に横張委員が遅れて出席）

##### ○中静会長

- ・質疑応答の前に，今期から新たに委員に就任された横張委員から挨拶を頂戴したい。
- 横張委員から挨拶—

##### ○中静会長

- ・それでは，質疑応答を行う。

##### ○渡部桂委員

- ・今回の特別緑地保全地区の指定に関して異議はないが，候補地に広がっている雑木林はボランティア等による維持管理で，常に樹木の更新がされているのか。
- ・地形を確認すると，湿地というか，谷になっている。今回の指定要件として，都市緑地法第12条第1号<sup>※1</sup>及び第3号イ<sup>※2</sup>を挙げているが，生物調査を実施しているのであれば，教えてほしい。

※1：無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

※2：風致又は景観が優れていること。かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

##### ○中静会長

- ・「荒巻仁田谷地特別緑地保全地区」候補地についての質問であるが，事務局いかがか。

##### ○事務局（杉野目総括主任）

- ・候補地では緑の活動団体<sup>※3</sup>により，年数回の下草刈りや枯れ枝撤去，枯損木伐採などが行われているが，萌芽更新のような計画的な樹木更新は行われていないと思う。
- ※3：杜の都の環境をつくる条例第34条に基づき，認定された市民団体
- ・対象地での動植物調査の実績はない。

##### ○渡部桂委員

- ・指定要件で，都市緑地法第12条第3号ロ<sup>※4</sup>にも当てはまるのかもしれないと思い，質問した。

※4：動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要があること。かつ，当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

- ・今後，都市計画道路の整備予定も控えているということであるため，動物のこともし

っかり把握し、緑の活動団体と協力しながらの管理も必要なのではないかと感じた。

#### ○中静会長

- ・都市計画道路が話題に挙げたが、資料2ページの図2を見ると、都市計画道路が候補地の形状に沿って整備される計画になっているが、候補地は影響を受けないのであろうか。

#### ○事務局（結城係長：百年の杜推進課緑地保全係）

- ・都市計画道路について、現時点では、スケジュールや道路構造等に関して何も決まっていない。候補地は放山保存緑地の一部であることから、まずは保存緑地としてしっかり守っていくということを第一にしながら、仮に道路整備が実施されることになった場合には、動植物保全の手法について、道路整備と連携して検討していきたい。

#### ○横田委員

- ・候補地は周囲を緑地に囲まれているが、候補地周りの緑地が今回の指定対象になっていないのはなぜか。

#### ○事務局（杉野目総括主任）

- ・候補地周りの緑地は、南東側が放山保存緑地、西側が権現森緑地環境保全地域<sup>※5</sup>などである。候補地は放山保存緑地の一部であるが、放山保存緑地全体では、約99.9ヘクタールの広さがあり、私有地が広範にある。

※5：宮城県の自然環境保全条例に基づく指定

- ・仙台市では私有の保存緑地の買取りを進めており、今回の指定範囲は、買取りが済んで市有地になった場所である。現段階で具体的な予定はないが、今後、その他の場所でも買取りなどが進んだ際には、保存緑地から特別緑地保全地区に移行していきたいと考えている。

#### ○中静会長

- ・他にいかがか。2箇所の指定について承認ということによろしいか。

(委員一同了承)

#### ②保存樹木の指定について

#### ○事務局（杉野目総括主任）

—資料2について説明—

#### ○平塚委員

- ・所在地は住所（住居表示）か。知っている住所と違う。

#### ○事務局（杉野目総括主任）

- ・確認の上、回答したい<sup>※6</sup>。

※6：審議会後に確認、資料では地番を記載していたことを出席委員に電子メールで回答

#### ○平塚委員

- ・候補木の所有者は、書店の店主と同一人物か。

**○事務局（杉野目総括主任）**

- ・そのとおりである。

**○平塚委員**

- ・候補木のそばにある母屋の北側では、ブロック塀などを壊して、新たにテーブルなどの造作物が設置されており、様々なイベントを行うスペースとして活用しているようだ。今後も、敷地内で造作物の設置などの改変が行われることが考えられるが、今回の指定によって、色々な制約が加わることについて、所有者は理解しているのか。

**○事務局（結城係長）**

- ・所有者には指定に伴う制約について説明しており、樹木保存区域では十分な配慮が必要なことは了承してもらっている。
- ・保全とイベント等での施設の利活用の両立は今後考えていかなければならないところである。

**○平塚委員**

- ・本件の指定は賛成であるが、これまで指定されてきた保存樹木の中には、街の景観の中で埋もれてしまったり、きれいな状態ではなかったりする樹木が存在するため、そのような樹木に対して、行政にどのような権限があるのか気になった。
- ・本件については、資料1ページ目の写真3を見ると分かるように、候補木のそばには石がごろごろしている。おそらく前の代からある石をそのままにしているようであり、見る場所によっては、素敵な母屋と候補木を一緒に写したとてもきれいな写真が撮れる一方で、角度を少し変えて写真を撮ろうとすると、全然違うものになる。行政として、より良い景観づくりのために、所有者に何か言えるような制度になっているのか。

**○事務局（杉野目総括主任）**

- ・保存樹木に指定した場合、所有者と行政の間で様々な項目について、協議や相談を重ね、樹木を保全していくこととしている。
- ・指摘のあった石については、樹木医による調査で、候補木の根に悪影響を及ぼしている可能性があるとの診断を受けており、所有者に伝達する予定である。
- ・行政が景観の観点から所有者に意見が出せるかということについては、判断が難しい。ただ、候補木は隣地に近接しており、これまでも剪定が行われていることから、今後も樹木の外観をなるべく損なわないようにしながら剪定等の維持管理行為をしていかなければならず、行政としても出来得る協力をしながら、保全していきたいと考えている。

**○板橋委員**

- ・候補木には由緒があって、希少性も高いということであり、もっと早いタイミングでの指定も可能であったのではないかと思うが、このタイミングでの指定はなぜなのか。

**○事務局（杉野目総括主任）**

- ・候補木は市道からはほとんど見えないところにあるため、これまで認識できていなかった。今回の指定に至ったのは、所有者から問い合わせを受けたためである。

#### ○板橋委員

- ・了解した。

#### ○渡部柱委員

- ・樹冠投影で樹木保存区域からはみ出している範囲は剪定で対応するということであるが、枝葉や根系の越境について、行政としての近隣住民への説明や調整はどのようなスタンスを取るのか、もし事例などがあれば教えてほしい。

#### ○事務局（杉野目総括主任）

- ・本件に関して、近隣住民への説明などは行っていない。
- ・過去には、隣地の建築物に近接したイチヨウを指定したことがあり、その際に、隣地の地権者に当該樹の保存樹木指定や保存方法について説明したことがある。

#### ○渡部柱委員

- ・市道からはあまり見えなくても、家屋の中から見える緑になっており、隣地の住人達にとっても良い景観や快適な住環境をもたらす可能性があると思う。
- ・そのような利点をうまく伝えることで、隣地住人との落ち葉や枝葉などの越境の問題をうまくクリアできるのではないかと期待するので、可能ならば情報提供を行ってほしい。

#### ○小嵐委員

- ・今回の樹木医の調査には携わっておらず、現物を見られていないが、資料を確認する限りでは問題点が見当たらず、指定は賛成である。
- ・個人所有でこれ程までに大きいシラカシは市内でもなかなか見つけられず、存在するとしても、寺院や神社の所有であるから、個人所有という希少性を所有者にはしっかりアピールしてほしい。
- ・保存樹木に指定すると看板を設置するが、現在の景観が損なわれないように、配置については所有者としっかり相談して決めてほしい。看板のデザインを思い切って見直すということも良いのかもしれない。
- ・3、4年前に市内で、「カシノナガキクイムシ」という主にコナラを枯らしてしまう虫が発生し、街中のシラカシでも発生し、枯れてしまう個体があった。
- ・猛暑の夏に大発生する可能性が指摘されており、カシノナガキクイムシが飛んでくると樹液が出たり、その後に樹液を求めてスズメバチが飛んできたりということがあるため、そのような兆候が6、7月頃に見られたら、行政に連絡するように話しておくが良い。初期段階であれば、樹幹への薬剤注入で被害を回避できることがあるため、その予備知識を所有者とも共有してほしい。

#### ○事務局（結城係長）

- ・希少性については、所有者も認識しており、所有者からは、今後、根際に置かれてい

る石の移動などの整備を行い、候補木を貴重な資源として活用していきたいという考えがあることを聞いている。行政としても所有者と連携して、希少性をアピールしていくことができると考えている。

- ・保存樹木の看板は、条例でデザインが定められているが、景観との調和や活用する上で支障とならない配置などをしっかりと考えていきたい。
- ・カシノナガキクイムシについては、初期段階の薬剤使用の有効性を所有者と共有しながら、カシノナガキクイムシが発生した際には宮城県からの情報発信が行われるため、情報収集にも努めたい。

#### ○中静会長

- ・他にいかがか。承認ということによろしいか。

(委員一同了承)

### ③保存樹木の指定について

#### ○事務局（松橋主任：百年の杜推進緑地保全係）

—資料3について説明—

#### ○渡邊浩文委員

- ・指定について異存はない。
- ・参考までに教えてほしいのだが、本件が区分所有されているマンション敷地内の樹木の指定ということで、マンションの管理組合などでの議決等の手続きは行われているのか。

#### ○事務局（松橋主任）

- ・役員会や理事会、住民全員を集めての総会などで説明されており、承諾が得られている。

#### ○渡邊浩文委員

- ・了解した。

#### ○石出委員

- ・当該地は伊達政宗が奨励した植樹政策や杜の都の元となった屋敷林の樹種の構成、仙台空襲などの様々な歴史を学べることから、それらの解説文の掲示があると勉強になるので、検討してほしい。

#### ○事務局（結城係長）

- ・当該地の樹林には栗、梅、柿などの果樹が多く、伊達政宗の時代に形成された屋敷林が杜の都の原形となったことを踏まえると、既存樹林がその当時から残っているものではないかもしれないが、屋敷林としての価値は非常に高いと考えている。
- ・解説文の掲示については、今後、保存樹木の看板を設置するため、所有者とも相談しながら、検討したい。

**○中静会長**

- ・解説文の掲示は良いことだと思うので、検討してほしい。他にいかがか。

**○平塚委員**

- ・マンション北側の大きなタブノキが含まれる林分は、保存樹林に指定済みなのか。

**○事務局（松橋主任）**

- ・当該林分内のタブノキ及びカヤは保存樹木に指定している。今回の保存樹林には含まれていない。

**○平塚委員**

- ・当該林分について、全体としては、特に何の指定もかかっていないということか。

**○事務局（結城係長）**

- ・保存樹木であるタブノキやカヤの樹木保存区域に含まれており、保存樹木として保全していく方針である。

**○平塚委員**

- ・林分のほとんどをこの巨大なタブノキやカヤが占めているから、特にこれ以上の指定は必要ないということか。

**○事務局（結城係長）**

- ・そのとおりである。

**○平塚委員**

- ・了解した。

**○中静会長**

- ・他にいかがか。承認ということによろしいか。

(委員一同了承)

**④保存樹林の指定区域変更について**

**○事務局（松橋主任）**

—資料4について説明—

**○渡部桂委員**

- ・このような指定区域の変更は、頻繁にあるものなのか。
- ・（今回の区域変更にあたり）いったん指定されてから、所有者の考えが変わり、今回の変更に至るまでの時間はどれくらい掛かっているのか。

**○事務局（松橋主任）**

- ・保存樹林の指定区域変更は今回が初めてである。
- ・2つ目の質問について、もう一度伺いたい。

**○渡部桂委員**

- ・（当初も）所有者からの申し出により指定を決定したのだろうが、その後に所有者の

考えが変わり、（今回、）区域を追加したいという申し出を受けたのだと思う。それが今回の審議などを踏まえて、追加されるまでに、どれ位の時間がかかっていくかということ質問した。

#### ○事務局（松橋主任）

- ・当初指定は昨年12月であるが、その後、所有者から区域変更についての相談を受けたのが、今年5月頃である。そこから、（当該地の土地利用について）再度、考えをあらためるようなことがないかを慎重に確認するとともに、末永い保全についてのお願もした上で、所有者から了解が得られたのが今年9月頃である。実質、三、四か月かかっている。

#### ○渡部桂委員

- ・（本件は区域の追加変更ではあるものの）当初指定での所有者の申し出から承認までの期間がとても重要と思った。今回の区域変更は、当初の申し出から、所有者の考えがいろいろと変わったということであると思うため、（本来であれば、当初の）申し出があってから審議会で承認するまでに、所有者と、将来にわたって、樹林をどのように守っていくかということを考える時間を設けることも大事なことだと思う。今回はレアケースなのかもしれないが。
- ・特に世代が替わるといろいろなことが起きると想定されるため、申し出から承認までの期間が気になったため質問した。
- ・指定については異論ない。

#### ○中静会長

- ・他にいかがか。承認ということによろしいか。

（委員一同了承）

## 6. 閉会

#### ○事務局（熊谷課長）

—閉会—